

延長保育を希望される方へ

## 延長保育申し込みについて

延長保育は国の「保育対策等促進事業」による「東京都延長保育事業費補助事業」によるものです。

### ・延長保育の条件

**基本の保育時間は勤務時間証明書の勤務時間＋通勤時間**としますが、以下の場合は開所時間内（午前7時から午後7時）において延長保育事業を実施します。

1. 保護者の就業時間＋通勤時間を組み合わせて、18時にお迎えが間に合わない場合。
2. やむをえない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）後 及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合。

### ・延長保育の開始までの流れ

- ・定期利用 原則、年度始めに一年ごとの事前申し込みとします。  
園長に申し出、指定の書類（延長保育申込書・勤務時間証明書）を提出後、保護者と園長(必要に応じて担任や看護師、栄養士等)と面接、相談。  
その後「延長保育受託承認書」発行とともに開始とします。

- ・19:00を超えた場合、緊急対応（制度外）の扱いとなります。

### ・延長保育該当児

- ・やむをえない理由により延長保育が必要であると園長が認めた園児
- ・概ね満1歳を超え、下記の条件を満たした園児  
「離乳食が完了している」「自分で椅子に座れる」「自分で補食（おやつ）を食べられる」  
「他の延長保育利用の児と一緒に過ごすことのできる状態である」

### ・延長保育の利用料

定期利用（後納制） 18:01～19:00／月額 3,000 円

### ・制度外緊急対応

- ・午後7時を越えた場合…5分ごとに500円の加算となります。

（午後7時を過ぎますと、生活保護世帯・市民税非課税世帯の方にもご負担いただきます。）

**\*生活保護世帯及び市民税非課税世帯の方には減免制度があります。**

**事務所までお声をかけてください。**